

# 新型コロナウイルス感染症の警戒レベルに応じた活動基準

少林寺拳法グループ（2021年7月12日施行、21日補足）

本表は2020年9月1日付け「新型コロナウイルス感染症の警戒レベルに応じた活動基準」の改正版です。

全国規模を含む、都道府県を横断する活動については、本基準を原則としつつ各種情報を総合的に精査し、所属法人または県教区・県連盟と協議のうえ詳細を決定する。

警戒レベル 国や自治体が発令している レベル	道院・支部単位の活動		連合体の活動			飲食を伴う行事	都道府県を横断 する行事・交流
	所属単位の修練	修練環境	大会	都道府県単位での 昇格考試	都道府県単位の行事 (研修会・講習会・ 会議・集会等)		
<b>警戒レベル2</b> 緊急事態宣言、地方 自治体の非常事態宣 言等に相当	可 ・参加拳士（未成年が含まれる場合は保護 者）との協議・合意を経て、修練形態を 決定する ・参加者の氏名・健康状態を記録した名簿 を作成し管理する ・リモートの実施、または併用も検討する	<ul style="list-style-type: none"> <li>修練前には必ず検温</li> <li>(37.5℃以上は修練不可)</li> <li>エアコン使用時であっても換 気扇使用または、一部の窓を常 時開けておく</li> <li>15分おきに休憩・水分補給と 手指消毒</li> <li>常時マスク着用（外すときは、 2m以上の間隔を確保）</li> </ul>	原則として不可 ・ただし、行政や監督機 構の中止要請が特に ない場合で、連合体の 定めに基づき検討・決 定されたものについ ては可とする。 ・詳細は「 <b>大会等の開催 に関するガイドライ ン</b> 」参照	原則として不可 ・ただし、行政などの 中止要請が特にな い場合で、連合体の定め に基づき検討・決定 されたものについ ては可とする。 ・詳細は「 <b>昇格考試に 関するガイドライ ン</b> 」参照	不可 ・ただし、内容に応じて リモートは可とする	原則として不可 ・ただし、参加拳士（未成年が含 まれる場合は保護者）との協 議・合意を経て、専有道場など の貸切り空間において、対策 を徹底して行う場合には可と する ・参加者の氏名・健康状態を記 録した名簿を作成し管理する ・リモートの実施、または併用 も検討する	不可
<b>警戒レベル1</b> 警戒レベル2以外の 危機管理体制下	可 ・感染防止策徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>修練前には必ず検温</li> <li>(37.5℃以上は修練不可)</li> <li>エアコン使用時であっても換 気扇使用または、一部の窓を常 時開けておく</li> <li>15分おきに休憩・水分補給と 手指消毒</li> <li>常時マスク着用（外すときは、 2m以上の間隔を確保）</li> </ul>	可 ・感染防止策徹底 ・詳細は「 <b>大会等の開催 に関するガイドライ ン</b> 」参照	可 ・通常の審査内容とす る ・ただし、運営委員会の 判断により、単演中心 の審査内容の実施、ま たは昇格考試の自粛 (延期)を地区内全域 または一部の地域に 適用することがある	可 ・感染防止策徹底 ・技術においては「 <b>修練 における感染拡大防止 に関するガイドライ ン</b> 」参照	可 ・時短協力、飛沫防止への配慮	可 ・隣接する警戒レ ベル1の都道府 県同士に限り横 断可。
	詳細は「 <b>修練における感染拡大防止に関するガイドライン</b> 」参照						

※ 連合体の行事（大会・研修会・講習会）は、それぞれの行事の目的、内容、規模等によって判断が異なる場合がありますので、行事計画時に本山・本部にご相談ください。

※ 連合体責任者および所属長は常に自治体のHPを確認し、警戒レベルの判断を正しく行ってください。状況の急変等により判断が困難な場合は本山・本部にご相談ください。

※ 所属の所在地（区市町村単位）において新規感染者が多数発生した場合は、参加拳士（未成年が含まれる場合は保護者）との協議・合意を経て、修練形態あるいは修練の継続（休止）を決定してください。

※ 所属長が仕事又はプライベートで県を横断する場合は、その旨を所属関係者（必要に応じて使用施設・活動をしている勤務先関係者）に周知し、警戒レベルの高い地域からの帰着後は一定期間指導を控えてください。

### ★★各種ガイドライン★★

- ・修練における感染拡大防止に関するガイドライン
- ・大会等の開催に関するガイドライン
- ・昇格考試開催に関するガイドライン
- ・道院、支部において新型コロナウイルス感染者が発生した場合のガイドライン